平成２５年（フ）第９３１号
東京都小平市小川東町１丁目23番５号フォレストコート203号
破産者　松川　弘子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅24―407
破産者　小野澤　武
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
福井県大飯郡おおい町芝崎第９号５番地の３
破産者　おおいプラント株式会社
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２８号
福井県敦賀市常宮13号33番地の７
破産者　有限会社島崎工業
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１０３号
静岡市葵区古庄１丁目１番11号
破産者　株式会社ハートランド
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３７号
岡山市東区瀬戸町江尻1443番地１、開始決定時の住所岡山県玉野市築港４丁目16番12号
破産者　松本　美可
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
宮崎県日南市岩崎３丁目７番32号
破産者　合資会社井上呉服店
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第７８６号
千葉県船橋市西船２丁目７番22―105号
破産者　船橋ホンダ販売株式会社
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９４５号
千葉県習志野市谷津３丁目１番48―312号、申立時の住所千葉市美浜区打瀬２丁目12番地パティオス５番街511号
破産者　八木　康之
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９４号
千葉県市川市行徳駅前１丁目３番16―111号ＷＩＮＤＳ行徳Ⅱ番館
破産者　田中　宏美
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００３号
千葉市若葉区大宮町2880番地171
破産者　高橋　功吉
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６７号
千葉県市原市東五所35番地７　コーポサンエコーⅡ202号
破産者　宇留間禎政
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３１号
千葉市若葉区加曽利町334番地の16
破産者　有限会社萬喜建設
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３号
千葉県松戸市殿平賀180番地
破産者　吉田　　潤
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７５号
千葉県柏市柳戸376番地１
破産者　株式会社小林企画
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７６号
千葉県我孫子市天王台４丁目10番20―101号マンションサウス
破産者　小林　博志
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７７号
千葉県柏市酒井根７丁目８番17号　メロウⅡ―106号
破産者　小林　直美
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６３号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目17番地の17　杉浦テラスハウス２号
破産者　金澤　　恵
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３５号
千葉県柏市増尾２丁目５番15号
破産者　佐々木隆介
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５９号
千葉県流山市東初石２丁目92番地の12
破産者　株式会社ナノバイオ理研
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８２号
千葉県松戸市五香西２丁目32番地
破産者　久保田泉美
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３００号
千葉県我孫子市白山１丁目11番26号　202号メゾンユニベール
破産者　鹿又　一則
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部